

登録会員に関する運用規程

一般社団法人東京都トライアスロン連合

2012年6月16日制定

2012年6月16日適用

2014年4月01日改定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、一般社団法人東京都トライアスロン連合の登録会員に関し、必要な事項を補完的に定めるものとする。

第2章 会員・会費

(登録会員)

第2条 本規程の対象となる登録会員は、東京都におけるトライアスロン等の愛好者が、この法人の目的に賛同し、登録会員として入会した者をいう。登録会員手続きは、公益社団法人日本トライアスロン連合（以下JTUという。）の登録会員規約に従い、毎年度登録・更新を行なう。

- ①一般会員 : 登録年度時において15歳以上（中学生を除く）の者。
- ②高校生会員 : 登録年度時において高校に在学する者。
- ③ジュニア会員 : 登録年度時において小学校及び中学校に在学する者。

(会 費)

第3条 前条に規定する各会員の年会費は、以下の通りとする。

- ①一般登録会員 : 3,000円/年
- ②高校生登録会員 : 1,700円/年
- ③ジュニア登録会員 : 200円/年

附 則

この規程は、理事会での議決により施行し、同日より適用する。会員種別や金額等JTU登録規約等に変更がある場合は、その都度、理事会の議決を経て変更するものとする。

以上